8月1日から介護保険の費用負担が変わります

介護保険制度を維持していくため、介護保険制度が改正されました。 今回は8月1日以降の変更点についてお知らせします。 |高齢化の進展に伴い介護費用が増加する中で、保険料の上昇を可能な限り抑え、将来にわたり

負担割合が2割になります は、サービスを利用した時の 定以上の所得のあるかた

介護サービスを利用する

負担割合

2割

1割

1割

降、65歳以上のかた(第1号 の1割でしたが、8月1日以 用者負担は、これまでは所得 だくことが必要です。この利 利用者のかたに負担していた 場合には、費用の一定割合を があるかたには2割を負担し ていただくことになります。 被保険者)で一定以上の所得 に関わらず一律にサービス費

負担割合証の交付

負担限度額 (月額)

44,400円【新設】

15,000円 (個人)

15,000円 (個人)

37,200円

24,600円

24,600円

単身は280万円未満

2人以上は346万円

護サービスを利用するとき を7月中旬に送付します。介 割合(1割または2割)を記 を受けているかたには、負担 設に提出してください。 は、必ずサービス事業所や施 した「介護保険負担割合証_ 現在、要介護・要支援認定

区分

同一世帯の第1号被保

険者の年金収入+その 他の合計所得金額

(介護保険第2号被保険者、市民税非課税のかた、生活保護受給者は1割)

下記以外の場合

本人の合計所得が160万円未満

区分

現役並み所得者 (世帯内に課税所得145万円以上の第1号

額が80万円以下のかた

老齢福祉年金受給者のかた

本人の合計所得と課税年金収入額の合計金

負担割合証の有効期間

本人の合計

所得金額が

160万円以上

倍となるとは限りません。 がありますので、2割負担と 8月1日~平成28年7月31日 なったかたの月々の負担が2 ※月々の利用者負担には上限

被保険者※1) のいる世帯

生活保護受給者

第1号被保険者 受けている 要介護認定を

限度額が変わります 高額介護サービス費の負担

限)が設定されています。 には、月々の負担限度額(上 介護サービスの利用者負担 1

第1号被保険者の収入が383万円未満(2人以上の場合は520万円未 申請により負担限度額が37,200円になります。対象となり得る 7月中旬に申請書を送付します。 ります。

負担軽減対象者要件

②預貯金などの金額を確認 うかは問いません) であること(世帯が同じかど 世帯と配偶者が市民税非課税 ①配偶者がいる場合、 基準額以下であること 本人の

200円から44,400円 1か月の負担限度額が37, 内に65歳以上で一定以上の きは、超えた分が払い戻され 合計が負担限度額を超えたと 所得があるかたがいる場合、 ます。8月1日以降は、世帯 か月に支払った利用者負担の に引き上げられます。

基準が変わります 食費・部屋代の負担軽減の

で負担していただくことにな をお持ちのかたなどはご自身 8月1日以降は、在宅で暮ら ショートステイを利用する場 たとの公平性を高めるため、 すかたや保険料を負担するか は、市民税非課税世帯を対象 合の食費や部屋代について 設、介護療養型医療施設)や 福祉施設、介護老人保健施 に負担軽減を行っています。 一定以上の預貯金などの資産 介護保険施設(介護老人

> 査を行います) (必要に応じて銀行などに調 配偶者がいるかた

- 1,000万円以下

配偶者がいないかた 2,000万円以下

負担限度額認定申請に必要なもの

- る書類(預金通帳などの写 預貯金などの額が確認でき
- られる制度があります。 も、一定要件に該当する場合 ※市民税課税世帯であって ることの同意書 には特例的に負担軽減が受け 預貯金などの調査を実施す

特別養護老人ホームの相部屋 (多床室) の部屋代が変わります

担していただくことになりま などのかたについては、8月 む)のうち、市民税課税世帯 屋(多床室)に入所するかた 1日以降は「室料相当」を負 (ショートステイ利用者を含 特別養護老人ホームの相部

せてください。 は、個別に各施設に問い合わ ※具体的な部屋代について

